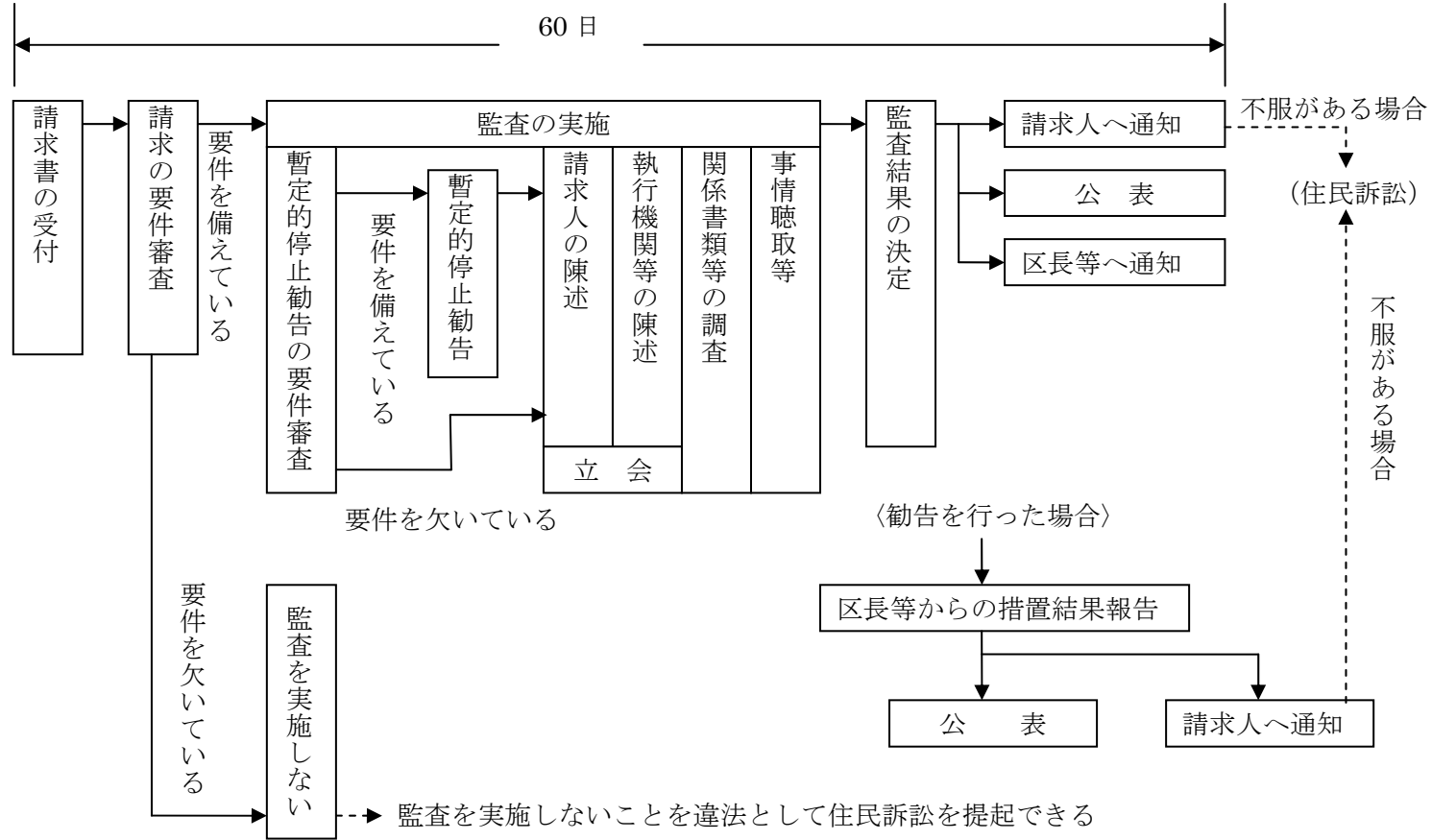


住民監査請求手続の流れ



- 注
1. 要件審査は、監査請求の対象事項が区の財務会計上の行為であるか否か、請求人の住所要件などについて行う。
 2. 「監査を実施しない」は訴訟上の「却下」に該当する。
 3. 住民訴訟については、出訴期間が定められている。(地方自治法第242条の2)